

5月12日は民生委員・児童委員の日

地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員

少子高齢化の進行などにより地域のつながりが薄れる中で、民生委員・児童委員は、地域を見守り、困っている人に福祉サービスなどの情報を伝え、市などの関係機関へつなぎます。

地域の身近な福祉の担い手、民生委員・児童委員の活動を紹介します。

☎地域福祉課 ☎245-5218 FAX245-5620

民生委員・児童委員ってなに？

民生委員は、同じ地域で生活する一員として、住民自身や地域の困りごとを受け止めて住民に寄り添いながら解決に取り組んでいます。また、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように見守り、子育てや妊娠中の不安などの相談・支援を行う児童委員を兼ねています。

民生委員・児童委員には、地域福祉に関することを担当する区域担当委員と、児童福祉に関することを専門的に担当する主任児童委員がいます。

市では、福祉に関する諸制度について研修を受けた1,434人の民生委員・児童委員が活躍しています。

今年は3年に1度の一斉改選の時期を迎え、市内の民生委員・児童委員が改選されます。

区域担当委員



地域福祉に関するさまざまな相談に応じ、助言をしたり、支援を行う機関につなげます。

主任児童委員



学校や児童相談所などと連携して、いじめや児童虐待、育児など児童福祉に関することを専門的に担当します。

どのような人になるの？

地域の福祉のために熱心に活動できる、地域から推薦された方がなります。

推薦後、市の社会福祉審議会での審議を経て、厚生労働大臣が委嘱します。



民生委員協力員

民生委員活動を補佐するボランティアとして、市内で153人が活動しています(4月1日現在)。

民生委員協力員も、地域の実情に通じ、地域福祉向上のために熱心に活動するなど、民生委員と同等の適格要件を満たしています。民生委員の負担軽減となる、地域福祉の担い手です。

どんな活動をしているの？

地域の状況の把握

地域における見守りや訪問活動を通じ、1人暮らしの高齢者などの安否確認や、福祉サービスを必要とする方を日常的に把握します。



情報提供

子育て支援など、社会福祉の制度やサービスの内容を皆さんにお知らせします。



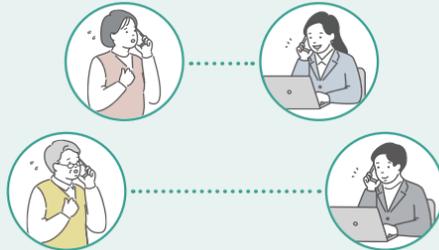
相談・支援

介護に悩みがある方の相談を受けるなど、生活の問題について親身になって相談に乗り、適切なサービスを受けられるように支援します。



連絡・調整

皆さんが個々の状況に応じた福祉サービスを受けられるよう、関係行政機関や施設、団体などに連絡します。

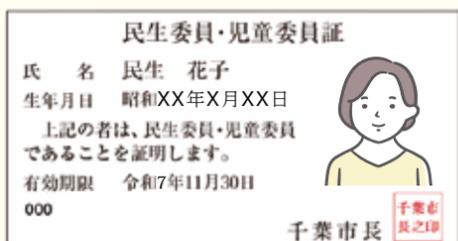


行政機関への協力

市が行う調査や行事、制度の周知などに協力します。毎年行っている高齢者実態調査(4面)では、民生委員が中心的な役割を果たします。



バッジと委員証を携帯しています



民生委員・児童委員は活動の際、全国統一のバッジと民生委員・児童委員証を携帯しています。

活動で知り得た情報には守秘義務が課されています。調査内容や相談などの個人の秘密は守られます。

おわりに

保健福祉センター高齢障害支援課が、お住まいの地域の民生委員・児童委員へつなぎます。

高齢者や障害者への支援が必要なとき、子育てや介護での心配事や困り事、不安などがあるときは、お住まいの地域の民生委員・児童委員へお気軽にご相談ください。

☎保健福祉センター高齢障害支援課

中央 ☎221-2150 FAX221-2602 花見川 ☎275-6425 FAX275-6317
稲毛 ☎284-6141 FAX284-6193 若葉 ☎233-8558 FAX233-8251
緑 ☎292-8138 FAX292-8276 美浜 ☎270-3505 FAX270-3281

